

災害時の相互応援に関する協定書

中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会(以下「協定圏域」という。)とは、いずれかの圏域において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた圏域の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない圏域が応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、別紙の構成市町で構成する協定圏域の区域内に災害が発生し、当該圏域では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請等)

第2条 協定圏域は、被災圏域から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災圏域における被害が甚大と認められる場合においては、協定圏域は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。
この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

(応援の種類)

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設(以下「避難施設」という。)の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(避難者の受入)

第4条 協定圏域は、協定の相手方圏域(以下「相手方圏域」という。)への避難の必要があると認めるときは、相手方圏域に対して避難者の受入れを要請し、要請を受けた圏域は、当該圏域が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など、正当な理由があると認められる場合を除いて、避難者の受入れに努めるものとする。

(応援要請の窓口)

第5条 協定圏域は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

(応援要請の手続き等)

第6条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、相手方圏域に対し、災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定圏域の連絡担当部署を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町が負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定圏域の市町は、一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定圏域が別に締結した災害時の相互応援に関する協定、その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定圏域が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、協定圏域の各代表者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

2015年（平成27年）5月11日

中海・宍道湖・大山圏域市長会
会長 松江市長

備後圏域連携協議会
会長 福山市長

別 紙

協 定 圏 域 名	構 成 市 町
中海・宍道湖・大山圏域市長会	松江市，出雲市，米子市，安来市及び境港市
備後圏域連携協議会	福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町， 神石高原町，笠岡市及び井原市